

化事業の拠出金の12期支払分で調整されるものでございます。

それから、9ページの歳出でございます。主なものは、アルバイト賃金の使わなかった部分の減額が大きいものでございます。それから、2目の連合会負担金でございます。これもシステム改修に伴う、先ほどの歳入と歳出の同額のものが支出されることとなります。

それから、次の10ページでございますが、これは財源内訳の変更でございます。11ページも同様でございます。それから、12ページも財源内訳の変更でございます。

それから、13ページの7款1項1目の高額療養費共同事業医療費拠出金でございますが、これも額の確定によるものでございます。

それから、14ページの3目でございます、保険財政共同安定化事業拠出金でございます。これも拠出金の確定によるものの減額でございます。それから、10款1項3目償還金でございます。これも、130万6,000円の減額でございますが、これも額の確定に伴う12期で支払われる分で調整されるものでございます。それから、予備費は500万円減額となっておりますが、補正財源の内訳でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第30号、平成23年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第30号、平成23年度八峰町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に29万6,000円を追加し、歳入歳出予算額をそれぞれ7,915万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

内訳につきましては5ページでございます。5ページをお開きください。

主なものは、歳出の方の11ページで、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う支払に伴うもので、歳入歳出もその一般会計から繰り入れたものを歳出で支払われるようになっております。

以上でございます。

- 議長（須藤正人君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） 後期高齢者で普通徴収で滞納している方がいると思うんですけども、現在何名で、短期保険証を発行してますか。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。
- 町民生活課長（金平公明君） 普通徴収の、今手元にはございませんが、普通徴収の滞納はございます。ですから、この前も県の指導を受けて、23年度は滞納がないように徴収に回することで、うちの方も頑張っていますので、宜しくお願ひしたいと思います。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） 滞納があるそうですね。それで、県の方では3年の短期の保険証を発行しているらしいです。これは資格証明書にも繋がりますし、現在、全県で資格証明書は発行してないですが、1万5,000円未満の人がこの滞納しているということは大変な状況になっているのではないかと思うんですが、その該当する人たちにですね速やかに、独り暮らしなのか、家族の中で一緒に暮らしているのかどうなのか、その情報はつかめてると思いますので、これを速やかに何とか頑張って払うように指導をしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。
- 町民生活課長（金平公明君） うちの方の短期交付者はございません。八峰町ではおりません。後期高齢に関しては、そこはご理解いただきたいと思います。

あと、滞納者については、随時うちの方からも連絡して分納の形でもらっている方もおりますので、それについては是非やっていきたいと考えてございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りします。会議を6時30分まで延長したいと思います。いかがでしょうか。宜しいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 延長いたします。

日程第34、議案第31号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第31号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成23年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,891万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

歳入については6ページになります。5款1項1目の繰越金、前年度繰越411万1,000円の補正です。それから、町債、7款1項1目の町債10万円の減です。これは簡易水道の事業の確定によります。

歳出の方、7ページからです。1款1項1目の一般管理費で、18節備品購入費ですが、これは水道のメーターと自家発電機の入札差額のもので、それから、25の積立金、簡易水道基金積立金として1,000万円を補正しております。それから、1款2項施設管理費の八森地区施設管理費ですが、原材料の漏水等修繕原材料、これ40万円を減額しております。それから、峰浜地区の施設管理については、需用費の修繕費ですが、280万円減額しております。これについては、峰浜地区については大きな修繕がなかったということで修繕費を減額しております。それから、2款1項の峰浜地区施設改良です。これが121万9,000円の減額ですが、これについては小手萩橋の県の河川改修に関わる架け替えで、県の補償費で行っております工事と設計委託ですが、これが事業費の確定による減額です。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第32号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第32号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計補正

予算（第4号）。

平成23年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,990万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入については5ページの方になります。1款1項1目の分担金です。現年度分が45万5,000円の減額、滞納分について51万9,000円を補正しております。それから、一般会計からの繰入については3,549万6,000円を減額しております。これにつきましては、繰越金と今回の補正額で調整を取って一般会計からの繰入を調整しております。

6ページの4款1項1目の繰越金、補正額2,143万2,000円を補正しております。

歳出については7ページからになります。7ページ、1款2項1目の八森処理区施設管理費ですが、これにつきましては役務費の手数料になります。これについては、浄化センター維持管理業務の入札差額。違いました、すいません。手数料についてはマンホールポンプの不具合等がなかったために点検整備費を未実施しております。それと、13の委託料ですが190万円の減額です。これについては、入札差額の減額となっております。それから、2目の沢目処理区施設管理費ですが、11需用費の修繕料、これが100万円の減額です。それと、役務費400万円の減額ですが、これについてもマンホールポンプ等の不具合がないため点検整備を未実施しております。13委託料につきましても点検業務の委託の入札差額です。

以上です。

8ページの14使用料及び賃借料ですが、産業廃棄物処理施設使用料ということで産廃処理の分を減額しております。

○議長（須藤正人君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 5ページの受益者負担分の滞納繰越分ですけれども、この状況についてどういう状態で何人が滞納して、これが入ってきたのか、わからないですか。

わからなければいいです。

○建設課長（田村 博君） すいません。今、手持ちがないので、後で資料を提出いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 役務費の400万円のことなんですが、マンホールポンプに不具合がなかったために点検整備をやらなかったということで400万円減だと。確かに使わなかったということはいいのかと思いますけども、点検で不具合がなかったからやらないであればいいんですが、点検をしないのに不具合がなかったってことはあり得ないんじゃないかなと。やっぱり不都合がないように点検はするべきなんじゃないかなと思う訳ですよ。その辺どうしてこれそうなるのか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 施設のポンプについては目視等、あとそれからバキュームカーによる汲み上げ等の時に施設を見て確認して、当初23年度でマンホールポンプを、かなり年数が経ってるので不具合が生じてくる時期に入ってるということで、修繕関係の手数を400万円計上したんですが、業者の方から確認取ってもらって、大々的にまだやるまでには行ってないという回答を受けましたので、今回実施しないで減額という形をとりました。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） いや、やっぱり定期的にこうまあ全部一回に行くってことは考えられないしても、1カ所でもいいと。要は下水道ですから、ふん詰まりする訳ですよ。そうならないために定期的に1個なり2個なり順番に古いのから替えていくようなことをしておいて万全を期しないとだめなんじゃないかなと思う訳です。それが目視で、じゃあその業者が責任持ってそれを全部監督して事故ないんだよと、ここ1年間は事故ないんですよということを言い切れているのかどうかということの問題も出てくる訳です。その辺はどうなんでしょう。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） マンホールポンプにつきましては1カ所に2台のポンプがついております。交互運転が自動的になりますので、1台に不具合が生じた場合、別の1台の運転となります。そういう場合、役場の方に警報が入りますので、すぐその時対応できるような体制を整っております。業者の方の確認をしてもらった時も、まだ2台と

も大丈夫という回答をいただきましたので実施しませんでした。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第33号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第33号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億956万9,000円とする。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

説明につきましては、5ページの歳入の方になります。1款1項1目の受益者負担金、これが91万8,000円、現年度分の分担金でございます。これにつきましては、昨年、22年ですが、埜地区の集落排水が稼働しまして、22年度の埜地区の一括納付者が大分いたので、23年度でも大体そのくらいがあると計算して歳入を少し多くとっておりました。それから、5款1項1目一般会計繰入金です。補正額1,816万5,000円の減額です。これは一般会計からの繰入金の減額です。それから、繰越金、6款1項1目の繰越金1,675万円の補正です。

それから、7ページから歳出になります。1款1項1目一般管理費でございます。これの27公課費でございます。これについては、税の確定による減額補正です。それから、

1 款 2 項 1 目石川地区施設管理費、これにつきましては11の需用費、これが修繕費が少なかったということで50万円を減額しております。2 目の岩子・大久保岱地区施設管理費、これにつきましても13の委託料、マンホールポンプの清掃委託、これが入札差額になります。それから、3 目の埴地区施設管理費です。これにつきましても委託料の25万5,000円、これも入札差額による減額となっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第34号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第34号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入につきましては2ページからになります。1 款 1 項 1 目受益者分担金116万4,000円の減額です。これにつきましては、当初123戸の見込みでございましたが、実質対象97戸で、当初予算で多く見てあったところがございます。それから、繰入金で3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額が223万円の減額です。それから、繰越金、4 款 1 項 1 目339

万4,000円の補正です。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第35号、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第35号、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ565万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,233万1,000円とする。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

歳入につきましては6ページになります。1款1項1目受益者分担金、これが35万円の減額です。それから、2款1項1目合併処理浄化槽使用料、これが18万9,000円の減額となっております。

歳出につきましては、すいません。歳入の3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金が167万4,000円の減額になっております。これは事業費確定によるものです。それから、4款1項一般会計繰入金259万3,000円の減額になっております。それから、5款1項1目の繰越金25万3,000円の補正です。それから、7款1項1目の町債110万円の減額です。これにつきましても事業費確定によるものです。

それから、9ページから歳出になります。1款1項1目の総務費の一般管理費ですが、これは確定による減額で3万3,000円です。それから、1款の事業費2項施設管理費の1目施設管理費につきましては、10ページの役務費57万円の減額となっております。それから、1款3項合併処理浄化槽事業費で1目合併処理浄化槽事業費です。賃金については技術員134万6,000円ですが、これにつきましては、当初、臨時職員で対応することになっておりましたが、その対象者が3月31日をもって職場を辞めたということで、その分の賃金の減額となっております。それから、15工事請負費ですが、362万3,000円の減、これは事業費確定によるものです。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 7ページの交付金の減額、それから一般会計の繰入の減額、それから工事費等の減額、これらの要因といたしますか、当初見込んでおいた戸数が消化しきれなかったための措置なのか。それからもう1点は、23年度設置された戸数、それによってですね対象戸数の何%ぐらいまで進んだのかどうか、その点2点についてお聞きいたします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 今回の補正につきまして、事業費につきましては、当初予算で7人槽11基の予算をいただいております。実績としまして7人槽5基、それから5人槽5基で、事業費につきましては927万9,000円の事業費でしたが、確定で832万円となっております。この事業については24年度までですが、24年度の予定としては7人槽6基と5人槽4基です。10基の計画を持っております。

以上です。

○3番（柴田正高君） 何%ぐらいですか。

○建設課長（田村 博君） すいません。手元にちょっと資料がないので、後で資料を提出いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第36号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) 議案第36号、平成23年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

平成23年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条の歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ702万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,692万円とするものです。

内容については5ページからで説明申し上げます。歳入、1款1項1目の医科診療報酬ですけれども、1節の医科診療報酬収入465万6,000円の減ですけれども、減となったのは平成23年の4月からですね埴川分院で院内処方をやめたというのが一番の大きな理由です。その他については、何ていうんですか、今までの収入実績、それらを考慮してこのような減額金額としております。それから、1款2項1目の諸検査等収入です。1節の医科諸検査等収入319万6,000円。これについてはですね、いろいろな予防接種、それらの収入を計上しているものなんですけれども、それが実績で段々増えてきましたので、その分を補正するものです。1の予防接種検診収入で230万8,000円、それから5の町職員等の検診収入11万円、その他検診収入35万6,000円です。このその他というのはですね、中身的には町内にグループホーム等の施設がありますけれども、それらの職員の健康診断のお金を、このその他検診収入として計上しています。それから、8の学校検診収入32万3,000円、それから肝炎ウイルス検査の収入が9万9,000円ということです。

次のページ、お願いします。4款の繰越金ですけれども、4款1項1目1節の前年度繰越金556万6,000円の減額ですけれども、これは財源調整のため減額するものです。

3の歳出です。2款1項1目の医業費702万6,000円の減額です。節、11節の需用費694万6,000円減額しています。これについては収入との関連ですけれども、院内処方をやめたということで医薬材料費がこのぐらい、その他もありますけれども、それが大きな原因で694万6,000円を減額しております。それから、13の委託料ですけれども、8万円の減額。これは医療廃棄物の処理委託料、見込みによる8万円ほど多いということで減額するものです。

以上です。宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。5時40分、再開いたします。

午後 5時30分 休 憩

.....
午後 5時40分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第40、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 配付の資料をご覧ください。発議集です。

発議第1号

平成24年3月6日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者 八峰町議会議員 佐藤克實

賛成者	同	上	門脇直樹
〃	〃		皆川鉄也
〃	〃		山本優人
〃	〃		芦崎達美

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由、平成24年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

内容については省略いたします。

○議長（須藤正人君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、予算特別委員会については設置することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、以上の13名を指名いたします。

暫時の間、休憩いたします。委員長、副委員長を互選いただきたいと思います。

午後 5時42分 休 憩

午後 5時43分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第41、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とし

ます。

ただいま互選結果については本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には4番丸山あつ子さん、副委員長には9番山本優人君が互選されました。

日程第42、議案第37号、平成24年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認め、従って、議案第37号、平成24年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

次に、日程第43、議案第38号、平成24年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第44、議案第39号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第45、議案第40号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第46、議案第41号、平成24年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第47、議案第42号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第48、議案第43号、平成24年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第49、議案第44号、平成24年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第50、議案第45号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第51、議案第46号、平成24年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第52、議案第47号、平成24年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。これらの議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第38号から議案第47号までの平成24年度の特別会計予算に関わる10議案については、一括して予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

日程第53、陳情第9号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情を議題とします。

本件については12月議会定例会で委員会付託となっておりますので、総務常任委員

会委員長より審査の経緯と結果について報告を願います。丸山総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長(丸山あつ子さん) 総務常任委員会委員長の丸山でございます。

昨年の12月議会定例会において提出されて当常任委員会に付託された、秋田県商工団体連合会からの陳情第9号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書について、1月20日の総務常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

ご存じのとおり、医療、年金、介護、子育てなどの社会保障は年々需用が高まり、うなぎ登りであります。一方、景気の低迷で税収はすばみ、震災対応などの必要財源も確保する必要があることから、社会保障と税の一体改革を行うというものであり、こういう中で消費税も例外なく主要財源の一つとしてまな板に上がるものであります。消費税の増税も致し方ないものと判断します。

よって、本陳情は全会一致で不採択とすべきものと意見の一致を見たところでありますので、ご報告いたします。

○議長(須藤正人君) ただいまの丸山総務常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) 私は、この陳情に賛成をいたします。ということでいいのでしょうか、委員長のあれでは。

○議長(須藤正人君) 賛成理由。

○2番(見上政子さん) はい。私は、この陳情に賛成をいたします。

社会保障と税の一体改革は消費税で行うべきではありません。社会保障の改悪は、例えば診療報酬の引き下げ、それから医療費、70歳以上の値上げ、また、いろんな面で社会保障が今引き下げられています。年金も下げられます。そして、庶民には消費税負担増ということをやっています。消費税は弱者に対して、弱者からも満遍なく取れる、これは本当に一番安易な方法であります。しかし、この消費税というのは中小企業の業者の方々は大変な不満を持っております。消費税が上げられても商品に転嫁することができず、この税に大変苦しめられることとなります。そして、大金持ちの優遇税制があったり、法人税の減税があったりして、もっと取れるところから取れるはずのものを、こ